



平成31年3月1日
住宅局住宅生産課
住宅瑕疵担保対策室

**今後の住宅瑕疵担保履行制度のあり方の中間とりまとめに向けた議論を行います
～「制度施行10年経過を見据えた住宅瑕疵担保履行制度のあり方に関する検討会（第4回）」
の開催～**

国土交通省は3月5日、第4回検討会を開催します。今回は、住宅瑕疵保険の保険料等について検討を行うとともに、これまでの検討会における検討内容を整理し、今後の住宅瑕疵担保履行制度のあり方についての中間とりまとめに向けた議論を行います。

住宅瑕疵担保履行法の完全施行から2019年10月に10年が経過します。この10年で得られる住宅瑕疵保険の実績など各種データや、ストック活用型社会への転換による既存住宅流通・リフォーム市場の重要性の向上といった市場環境の変化を踏まえ、住宅瑕疵担保履行制度の検証を行う必要があることから、平成30年7月に検討会を設置しました。

検討会では、現状における課題を整理し、よりよい制度の展開を目指して議論を進めています。

1. 日時：平成31年3月5日（火）10：00～12：00
2. 場所：経済産業省別館3階 310会議室（千代田区霞が関1-3-1）
3. 委員：別紙のとおり
4. 議事：（1）保険料等について
（2）中間とりまとめについて
（3）現場検査のあり方等に関する検討ワーキンググループ報告
（4）その他
5. 取材
 - ・ 検討会は公開にて行いますが、カメラ撮りは冒頭のみ（議事開始前まで）とさせていただきます。
 - ・ 傍聴を希望される方は、3月4日（月）17：00までに下記問い合わせ先まで連絡をお願いします。なお、会場の都合上、座席に限りがありますので、予めご了承下さい。
 - ・ 当日は名刺等の氏名・ご所属がわかるものをご持参下さい。
6. その他
 - ・ 配付資料、議事概要は、後日、国土交通省ホームページに掲載します。
 - ・ これまでの配布資料等については、以下のURLをご参照下さい。
http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000159.html

【問い合わせ先】

国土交通省 住宅局 住宅生産課 住宅瑕疵担保対策室 寺島、高橋

電話：03-5253-8111（内線 39415、39444） 直通：03-5253-8942 FAX：03-5253-1629